

1. 珠洲都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(珠洲都市計画区域マスタープラン)

本方針は、珠洲都市計画区域におけるおおむね 20 年後の都市の姿の基本的な方向を定めたものである。

本都市計画区域の範囲及び規模は、次の通りである。

都市計画区域名	市町名	範 囲	面 積
珠洲都市計画区域	珠洲市	行政区域の一部	2,980ha

1) 都市計画の目標

(1) 都市づくりの基本理念

珠洲都市計画区域では、里山里海に代表される豊かで美しい自然や人情味溢れる伝統文化、生活環境など、地域が持つ特有の個性を磨き魅力を高めていくとともに、豊富な地域資源を活かして来訪者が滞在しながら珠洲の魅力を体験できる施設やメニューの充実を図り、住民と国内外からの来訪者との交流が盛んなまちを目指し、まちづくりの基本テーマを「魅力と活力のある 安心して暮らせるまち」とし、次の基本理念に基づき地域主体の持続可能なまちづくりを進める。

① 便利で持続可能な集約型のまちづくり

今後もさらなる過疎化と少子高齢化が予想されていることから、既存の商業地や住宅地において、便利で持続可能な集約型のまちづくりを進める。特に、既存商店街は、地域住民の生活拠点としてこれまでのストックを活かしつつ、高齢社会に向けた施設の充実や回遊性の確保など面的な取り組みによる再興を目指す。また、高齢者などが拠点間を快適に移動できるよう、道路ネットワークや公共交通の充実を図る。

② 人を守り続ける安全・安心なまちづくり

あらゆる自然災害を想定した、災害に強いまちづくりの推進とともに、子どもから高齢者まで誰もが気軽に集い憩える場所の確保や利用できる施設づくりなど、老若男女を問わずすべての人にやさしいバリアフリーなまちづくりを目指す。

③ 豊かな自然や伝統文化に抱かれた、人をひきつける魅力あるまちづくり

豊富な自然や伝統・文化を有する本市の特性を活かした“住みたいまち”としての魅力向上を図り、若者層の定住促進やU I ターンの受け入れなどを進め、定住人口の確保を図る。また、既存ストックの有効活用の視点のもと、各種都市基盤の充実を図るとともに、特に公共交通の充実や交通ネットワークの確保、新たな移動手段の確保など、便利で快適なまちづくりを進め、暮らしやすい、これからも住み続けたくなるまちづくりを推進する。

④ 豊かで美しい自然と共生するまちづくり

能登半島国定公園等の美しい日本海、宝立山などの緑豊かな丘陵山間地や、鵜飼川・若山川・紀の川などの河川など、豊かで貴重な自然資源を積極的に保全し、次代へと継承する。また、「重要無形民俗文化財」に認定されている「揚げ浜式製塩」をはじめとした農業文化の保全・活用及び交流ツールとしての活用を図る。

環境負荷を軽減する生活環境の構築や再生可能エネルギーの導入をさらに進め、人や自然環境にやさしい、自然と共生できるまちづくりを目指す。

⑤ 珠洲オリジナルの魅力を活かした訪れたくなるまちづくり

豊富な自然環境を保全するとともに、個性豊かな祭りの継承、本市の魅力を発信するプロジェクトの推進等により、市民・来訪者の交流活動の推進を図る。また、見付公園やりふれっしゅ村鉢ヶ崎などの観光レクリエーション施設においては、自然との触れ合いや、スポーツ大会の開催、通年型で長期滞在できる施設の充実や仕組みづくりなど、交流の受け皿となるまちづくりを推進する。

⑥ 地域との連携・協働によるまちづくり

住民をはじめ様々なニーズに適合したまちづくりを進めていくために、住民や事業者、NPO等の多様な主体が自主的にまちづくり活動へ参加し、相互に助け合いながら、地域を誇りに思い来訪者に自慢できるまちづくりを目指す。

(2) 地域毎の市街地像

珠洲市庁舎周辺に配置する都市拠点を中心とした集約型の市街地の形成を図るとともに、都市拠点と輪島方面、のと里山空港・能登方面を連携する都市連携軸を位置づけ、広域連携によるまちづくりを推進する。

本都市計画区域におけるおおむね 20 年後の地域毎の市街地像は次に示す通りである。

① 市街地ゾーン

生活機能が揃っている飯田と鵜飼ならびに正院・蛸島の 3 地域において、居住や日常生活に必要な商業・医療・公共施設等を集積させるとともに、空き家などの既存ストックや多様な地域資源を活かし、人口減少・少子高齢化が進む中においても安心して暮らせる利便性の高い市街地の形成を図る。

農村集落では、公共交通や生活環境の充実を図るとともに、田園や自然環境との共生によるうるおいある地域づくりにより、多自然型居住地域づくりや都市と農村漁村の交流を推進する。

② 農業ゾーン

農業ゾーンでは、企業参入等により優良農地の保全を図るとともに、圃場整備や大型機械化による省力化、遊休地のリース農園化、新たな品種の生産などを推進する。

③ 自然保全ゾーン

美しい海岸や見附島、市域の半分以上を占める森林などの貴重な自然環境の保全を図るとともに、健康づくりや癒しの場、新エネルギー開発等の場として有効活用を図る。

のと里山空港の活用のほか、北陸新幹線金沢開業を契機とした交流人口の増加等に対応するため、来訪者に珠洲の風土・文化に触れてもらい、住民と来訪者が交流する拠点として、りふれっしゅ村鉢ヶ崎などの充実を図る。

2) 区域区分の決定の有無

本都市計画区域には、市街化区域と市街化調整区域との区域区分を定めない。なお、区域区分を定めないこととした根拠は、以下の通りである。

本都市計画区域は、既成市街地が形成されているなど都市の成熟性はやや高いが、製品出荷額等や商品販売額も減少している。

また、開発圧力も低く、今後も無秩序な開発が進行する可能性は低いほか、今後の人口増加も見込めないことから、立地適正化計画などの活用により集約型のまちづくりを目指し、これまで通り市街地内への誘導を図る。

3) 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

本都市計画区域では、現在、用途地域を指定していないが、今後、以下の方針に基づき用途地域の指定を検討するとともに、立地適正化計画の策定も見据えた配置を行うことにより、良好な市街地環境の形成を目指す。

① 主要用途の配置の方針

(商業・業務地)

飯田地区の珠洲市庁舎周辺は、医療・福祉や商業、行政サービスなど各種公共公益サービス機能が集積する利便性の高い地区として、住居や商店、公共施設等が適正に配置された市街地としての充実を図る。

子どもから高齢者まで様々な年齢層が集い、快適かつ安全に歩き、活動できるよう、公共公益施設とその周辺における歩道を主としたバリアフリー化の充実や、公共交通の適正運行・充実を図る。

(工業地)

交通利便性の高い珠洲道路の沿道などにおいては、緑豊かな自然環境との共生に留意しつつ、条例等により企業・工場等を誘致する。

幹線道路沿道などで工場がまとまって立地している地区は、産業の集積地として、周辺の居住環境や自然環境に配慮の上で、産業の振興や就労環境の充実を図る。

(住宅地)

既存の住宅地内及びその周辺では、新たな工場などの立地を極力抑制し、周辺の田園や自然環境と調和のとれた、住み良い居住環境を維持する。幹線道路の沿道に位置する地区は、交通安全施設の充実などにより、安全な生活空間の確保に努める。

また、地域コミュニティの維持を図るため、空き家の改修費や家賃の補助、空き家バンク制度の充実などにより、利用者・居住者の確保を図り、安全で良好な居住空間を維持・形成する。

② 土地利用の方針

ア) 居住環境の改善又は維持に関する方針

既成市街地においては、建物の耐震化や不燃化を推進するとともに、空き家の利活用や街並みの整備による生活環境の改善を図るとともに、アドプト制度などを積極的に活用することにより、地域が主体となった魅力あるまちづくりを進める。

郊外の集落では地域内において生活に必要な都市機能の確保・維持のほか、公共交通により市街地とのアクセスを確保し、集落の維持・活性化を図る。

イ) 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

能登半島国定公園の禄剛崎、木ノ浦海岸、金剛崎、仁江海岸、見付海岸や宝立山など、個性的かつ貴重な自然景観や、伝統的な建築様式の建築物・屋敷林などは、都市の良好な景観として、今後とも保全に努める。また、アドプト制度の活用により、道路沿線や公園、河川などの身近な緑地等においても環境美化を図る。

ウ) 優良な農地との健全な調和に関する方針

一団の優良農地は、重要な生産の場として、基盤整備などによる農業振興を推進するとともに、都市と農村の交流の場としての保全・活用を図る。

エ) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

地震・津波、風水害・雪害、土砂災害及び大規模火災等といった災害リスクの低減に向け、各種ハザードマップを活用しながら、災害リスクの低い地域への居住の誘導を進めるなど、ハード・ソフトが一体となった防災・減災対策の強化を図る。

オ) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

市街地や集落部に隣接する奥能登丘陵の斜面地については、無秩序な樹木の伐採などを控え、連続する斜面緑地として保全する。

また、連続する海岸景観の保全に努めるとともに、環境美化や自然と調和した海岸整備を推進する。

カ) 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

郊外の集落や田園地域など地域の特徴を考慮して建築物の適正規模への誘導を図る。

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設

a 基本方針

交通体系の整備の方針

本都市計画区域では、のと里山空港や能越自動車道の整備効果を最大限に活かし、交流促進に向けた基盤づくりを進め、一般国道249号、珠洲道路等によって構成される「ダブルラダー輝きの美知（みち）」構想の実現により、広域交通のネットワーク化を図る。

また、幹線道路網は、観光交通と住民の日常生活における生活交通としての2面性に配慮し、安全な生活環境の確保と円滑な交通体系の形成を目指して、市街地部を迂回する主要幹線道路の充実や丘陵山間部の道路改良を推進する。

さらに、公共交通の利用促進に向け、交通結節点機能の整備、改善、サービスの向上を図るとともに、歩行者・自転車に配慮した交通ネットワークを整備する。

b 主要な施設の配置の方針

(道路)

珠洲道路（飯田工区、正院～蛸島間）は、住民の通勤や広域観光ネットワークを支える道路として配置し、整備・充実を図る。

飯田地区の市街地においては、（都）駅前島田線や（都）春日通り線等を主要な生活道路として配置し、歩行者の安全性・利便性の向上に努めるとともに、鵜飼、正院・蛸島地区の市街地との連絡機能の維持に努める。

② 下水道及び河川

a 基本方針

ア) 下水道及び河川の整備の方針

(下水道)

公共下水道事業による整備は完了していることから、今後は合併処理浄化槽の普及促進を図るとともに、施設の耐震化やストックマネジメント計画の策定による効率的かつ適正な維持管理・更新を実施し、生活環境のより一層の向上と、河川等の水質保全に努める。

(河川)

河川の整備、保全の方針は、水害から地域の人々の生命及び財産を守るため、安全・安心な川づくりを推進するとともに、水と緑あふれる憩いの空間及び水辺空間の環境を保全・創出し、にぎわい・交流の場づくりを促進する。

イ) 整備水準の目標

(下水道)

公共下水道の整備は完了しており、適正な維持管理に努めるとともに、汚水処理施設の2025年度概成に向け、合併処理浄化槽の普及促進に努める。

b 主要な施設の配置の方針

(下水道)

公共下水道による整備区域は市街地を中心に配置しており、整備が完了している珠洲処理区（401ha）、宝立処理区（69ha）の適正な維持管理に努める。

③ その他の都市施設

基本方針

(廃棄物処理施設)

一般廃棄物を適正に処理するため、廃棄物処理施設を活用し、ごみの減量化・資源化推進による環境にやさしい循環型社会づくりを目指す。

(その他の都市施設)

供給処理、医療、教育等の都市施設については、市街地や地域の拠点といった公共交通の利便性が高い場所に誘導するなど周辺環境に配慮しつつ、広域的見地から適正な施設規模の検討と配置を行うものとする。

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定等の方針

主要な市街地開発事業の決定等の方針

中心市街地では、民間の資金、技術、経験などを活かし、低未利用地への都市機能の誘導や商業・業務機能の充実、空き家対策の推進、建物の耐震化・不燃化による防災機能の向上、街路、公園等の公共施設の整備や公共施設の再編などにより、交流人口の拡大及び移住・定住環境の向上を図るとともに、地域資源を活かした魅力ある集約型のまちづくりを進める。

郊外部では、眺望が美しい丘陵部の自然環境や田園環境との調和のとれた住みよい居住環境の維持を図る。

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

a 基本方針

自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

珠洲の暮らしへは、里山里海の豊かな自然とともに培われてきており、今後もうるおいある自然を珠洲の共有の財産として保全に努める。特に、国内でも有数の透明度を誇る能登半島国定公園などの海岸線をはじめ、豊富な緑を有する丘陵地、倒さスギ・高倉彦神社社叢などの天然記念物、ならびに貴重な動植物の生息・生育地は、珠洲の自然を代表する良好な自然環境として大切に保全し、次世代へと継承するとともに、これら自然環境を活かした自然体験型の活動展開や環境教育を推進し、交流促進・交流人口の拡大を図る。

市街地では、各集落・コミュニティを単位として、日常的なレクリエーションの場や災害時における一時的な避難地となる広場・公園を確保していく。

b 主要な緑地の配置の方針

ア) 環境保全系統

連続する美しい海岸部は、都市の骨格となる緑地として保全するとともに、これら穏やかな海岸環境をふれあい体験・学習の場としての活用を検討する。

イ) レクリエーション系統

身近な公園の適正な配置を目指し、市街地・集落部における良好な緑の空間を確保していく。

野々江総合公園、鉢ヶ崎総合公園、および見付公園は、市民の広域的なレクリエーション拠点として、既存施設の適切な維持管理及び充実を図る。

身近に利用できる公園のない地域においては、既存の公共施設や神社・仏閣などにおいて公園緑地に代替する身近な広場、ポケットパーク等を配置し、地域住民の身近な憩いの場として補完していく。

ウ) 防災系統

市街地や集落部に隣接する奥能登丘陵の斜面地においては、無秩序な樹木の伐採などを控え、連続する斜面緑地として保全に努める。また、市街地・集落部にみられる急傾斜地の適切な維持管理を推進し、がけ崩れ等の災害の未然防止に努める。

工) 景観構成系統

世界農業遺産に認定されている「能登の里山里海」や「いしかわの自然百景」に選定されている能登半島国定公園の禄剛崎、木ノ浦海岸、金剛崎、仁江海岸、見付海岸や宝立山など、個性的かつ貴重な自然景観は「奥能登絶景街道」として、将来にわたって保全していくとともに、地域の宝として積極的に活用していく。

市街地においては、伝統的な建築様式を活かした落ち着きのある建築物の保全・誘導や屋敷林の保全、まちなかにおける生垣等の植栽を推進するとともに、屋外広告物のデザインの工夫などにより、住民が愛着を持てるまちなみ景観の形成を図る。特に景観に配慮すべきまちなかにおいては、景観に悪影響を与える可能性がある空き家や空き店舗の解消に努める。